

平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)の実施について

この調査は、これまで5年ごとに行ってきた身体障害児(者)と知的障害児(者)の実態調査を統合・拡大し、制度の谷間を生まない新たな福祉法制を実施するための基礎資料として活用することを目的とした全国調査です。

12月1日(木)を基準日として、全国の国勢調査区の200分の1にあたる約4,500地区で全国一斉に行われます。

香川県内では8市5町の34地区(うち高松市15地区)が対象になっています。



対象地区の世帯には11月中旬までに「調査についてのお知らせ」(チラシ)が届きます。

12月1日以降に対象世帯を調査員が訪問し、世帯員の数等を確認するとともに、調査対象者がいらっしゃる場合には調査票をお渡しします。調査員は香川県知事または高松市長発行の調査員証を携帯しています。

調査票は郵便で返送していただきますので調査員等が回答の内容を見ることはありません。また、調査は無記名で行い、個人の秘密は守られます。

今回の調査は障害者手帳をお持ちの方に限らず、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方から広くご意見等をうかがうものとなっております。調査対象となられた方は、ご協力をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省ホームページをごらんください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/zittaichousa/